

1 0 年 保 存

群 広 第 3 5 4 号

令 和 6 年 1 0 月 1 日

[情管]

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

Y o u T u b e を活用した情報発信要領について（通達）

Y o u T u b e を活用した群馬県警察の広報活動について、別添のとおり「群馬県警察公式Y o u T u b e チャンネル運用要領」を制定したので、Y o u T u b e を活用した効果的な情報発信に努められたい。

別添

群馬県警察公式Y o u T u b eチャンネル運用要領

1 目的

この要領は、広報活動をより効果的に推進するため、Y o u T u b e上に開設された群馬県警察公式Y o u T u b eチャンネル（以下「県警公式チャンネル」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) Y o u T u b e

G o o g l e社が提供する、不特定多数のインターネット利用者に対して動画を公開する動画投稿サービスをいう。

(2) 県警公式チャンネル

群馬県警察本部（以下「本部」という。）がY o u T u b e上に開設運用する公式チャンネルをいう。

なお、チャンネル名は、「群馬県警察公式チャンネル」とする。

3 運用体制

県警公式チャンネルの円滑な運用及び適正な管理に資するため、警務部広報広聴課に運用管理者及び運用責任者を置く。

(1) 運用管理者

ア 運用管理者は、警務部広報広聴課長をもって充てる。

イ 運用管理者は、県警公式チャンネルの管理・運用を行う。

(2) 運用責任者

ア 運用責任者は、警務部広報広聴課課長補佐（広報担当）をもって充てる。

イ 運用責任者は、県警公式チャンネルの運用に関し、運用管理者の指揮を受け、動画投稿の適否等について、動画を投稿しようとする所属（以下「申請所属」という。）との協議・調整を行う。

4 県警公式チャンネル運用ポリシーの策定と明示

県警公式チャンネルの運営等について、群馬県警察公式Y o u T u b eチャンネル運用ポリシー（別紙）を策定し、群馬県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）上に公表する。

5 投稿内容

県警公式チャンネルに投稿する動画については、次のとおりとする。

- (1) 群馬県警察が作成した各種広報動画（外部に依頼して作成したものを含む。）
- (2) 群馬県警察が主催し、又は、参加するイベント等の動画
- (3) 関係機関から提供を受けた動画で、申請所属長が投稿の必要を認めた動画
- (4) その他運用管理者が必要と認めた動画

6 申請方法

(1) 申請書の作成

県警公式チャンネルに動画を投稿をする際は、申請所属において、別記様式第1号「群馬県警察公式Y o u T u b eチャンネル利用申請書」（以下「申請書」という。）

を作成し、投稿する動画及びサムネイル画像と共に所属長の決裁を受けること。

(2) 申請書等の送付

申請所属は、申請書と共に、動画データ及びサムネイル画像データを広報係宛てに送付すること。

(3) 投稿内容の検討

申請書等の送付を受けた運用管理者は、動画の内容及び投稿の適否について検討し、投稿することが不適切と認めた場合は、申請所属と対応を協議すること。

(4) 公開中の動画については、申請所属において適宜確認するとともに、公開を継続する必要性について、適切に判断すること。

(5) 継続して公開する必要がなくなった動画については、運用責任者宛てに削除要請すること。

7 投稿方法

県警公式チャンネルでの動画投稿は、原則として、警務部広報広聴課広報係（以下「広報係」という。）が県警ホームページ更新用端末を用いて行うものとする。

8 群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」への投稿

本部業務主管課は、群馬県メディアプロモーション課（以下「県担当課」という。）を通じて、群馬県公式チャンネルtsulunosへの動画投稿が可能であることから、同チャンネルに動画投稿を希望する際は、県担当課宛てに投稿申請すること。

また、同チャンネルに動画投稿を希望する警察署等については、動画内容を主管する本部業務主管課を通じて、県担当課宛てに申請すること。

投稿方法等については、県担当課の定めるところによる。

なお、YouTube上には、同一の動画を複数チャンネルに登録することはできないことから、効果等を検討し、群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」または、県警公式チャンネルのいずれかに登録すること。

9 作成に関する注意事項

投稿する動画は、警察広報としての効果を検討し、個人情報保護、著作権等知的財産権（音楽を含む）の保護、捜査手法等の保秘及び視聴者を見据えた表示内容や画面の切り替え速度、音量等に配慮して作成すること。

10 県警公式チャンネルの停止又は削除

県警公式チャンネルの運用が困難になった場合は、県警公式チャンネルの停止又は削除を行い、その旨を県警ホームページに公表する。

11 安全対策

(1) ID及びパスワードの管理

県警公式チャンネルのログインID及びパスワードについては、必要に応じて変更し、広報係員以外には使用させないこと。

(2) メールアドレス

県警公式チャンネルのアカウント取得時の登録メールアドレスについては、アカウント管理以外には使用せず、原則として、メールの送受信は行わないものとする。

12 協議事項

この要領に定めのない事項については、運用管理者と申請所属長で協議して定める。

別記様式省略

別紙

群馬県警察公式Y o u T u b eチャンネル運用ポリシー

1 目的

本運用ポリシーは、群馬県警察が、群馬県警察公式Y o u T u b eチャンネルを運用するに当たり、必要な事項を定めるものとします。

2 基本方針

本チャンネルは、専ら、警察活動等に関する動画を投稿するものとし、コメントには対応しません。

3 運用方法

本チャンネルは、群馬県警察が次のとおり運用します。

(1) 投稿する動画

ア 群馬県警察が作成した各種広報動画（外部に依頼して作成したものを含む。）

イ 群馬県警察が主催し、又は参加する訓練、イベント等の動画

ウ 群馬県警察が国・地方公共団体又は公共性の高い機関から投稿依頼を受けた動画

エ その他、群馬県警察が必要と認めた動画

(2) 苦情、要望等

運用者は、利用者からの通報、相談、意見、苦情、要望その他情報提供等には、原則として対応しません。

相談については、警察安全相談専用電話「# 9 1 1 0」、群馬県警察ホームページの「相談・要望・苦情」を利用させていただくか、最寄りの警察署に連絡してください。

(3) チャンネルの閉鎖

本チャンネルは、予告なく閉鎖する場合があります。

4 著作権

本チャンネルが投稿する動画等の著作権は、群馬県警察又は原作者に帰属するもので、著作権法上認められている行為を除いては、無断で複製、転用、改変等を行うことは禁止します。

5 運用ポリシーの周知・変更等

本運用ポリシーの内容は、群馬県警察ホームページに掲載して周知します。

また、本運用ポリシーは、必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を群馬県警察ホームページに掲載します。

6 運用者の免責事項

(1) 利用者が本チャンネルの動画を用いて行うあらゆる行為について一切責任を負いません。

(2) 本チャンネルに関連した、利用者間又は利用者と第三者間におけるトラブル又は紛争について一切責任を負いません。